

[事案 27-204] 死亡保険金支払請求

・平成 28 年 3 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反により契約を解除されたことに対し、契約解除の撤回および死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 3 月に定期保険を契約したが、同年 9 月に被保険者が大腸がんにより死亡したため死亡保険金を請求したところ、告知義務違反により契約を解除された。

以下の理由により、契約解除を取り消し、死亡保険金を支払ってほしい。

- (1)被保険者が、リンパ節転移を認知していたとすれば、その内容を隠して生命保険に加入することは考えにくく、被保険者は認知していなかったと思われる。
- (2)もしくは、保険会社の説明不足または告知妨害があったと思われる。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)被保険者は、平成 26 年 2 月に病院を受診し、細胞診を行った結果、リンパ節転移の病名を告知され、更に、原発がん特定と精査加療目的で別病院を紹介されていた。
- (2)被保険者は、告知書の「最近 3 か月以内に医師の診察・検査・治療・投薬をうけたことがあるか」との質問に対し、上記の診察等を回答しておらず、告知義務に違反している。
- (3)募集人の説明不足または告知妨害はなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況を確認するため、申立人（契約者）および募集人の事情聴取を行った。なお、告知を行った被保険者は逝去していたが、契約者である申立人からの希望により、申立人に対する事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、被保険者が告知義務に違反していた事実が認められる一方、募集人の説明不足または告知妨害に該当する行為があったとは認められず、また、被保険者が告知しなかった疾病については被保険者の死因との因果関係が認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。